

において当該連結法人と当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該連結法人が前連結事業年度等において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引がない場合として政令で定める場合には、当該連結法人が当該連結事業年度において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一　一の国外関連者との間で行つた国外関連取引につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が五十億円未満であること。

二　一の国外関連者との間で行つた国外関連取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に限る。）につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

第六十八条の八十八の二第一項中「前条第十八項第一号」を「前条第二十二項第一号」に改める。

第六十八条の九十第三項中「有し」の下に「（これらを有している場合と同様の状況にある場合として

政令で定める場合を含む。)」を、「自ら行つてゐる」の下に「(これらを自ら行つてゐる場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合を含む。)」を加える。

第六十八条の九十八第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十九第一項中「各連結事業年度」の下に「(法人税法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた連結法人の同項に規定する救急医療等確保事業に係る業務を実施する連結事業年度として政令で定める連結事業年度を除く。)」を加え、「当該連結事業年度」を「当該各連結事業年度」に改め、同条第二項中「に規定する連結親法人」を「の医療法人」に改める。

第六十八条の百一の見出し及び同条第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第六十八条の百二第一項中「廃止業者等」の下に「事業の整備その他の事業活動に関する制限につき、法令の制定等」を加え、「廃止業者等を」を「法令の制定等をいう。以下この項において同じ。」があつたことに伴い、その営む事業の廃止又は転換をしなければならないこととなる法人を「に、「その営む」を「その」に改め、同条第七項中「以下この項及び第十二項」を「第十二項第五号」に改め、同項第一号中「を含む」を「の金額を含む」に改め、同条第十三項中「(第六十八条の三十一の規定及び同条

の規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。)」を削る。

第六十八条の百二の二の見出し中「中小連結法人等」を「中小連結法人」に改め、同条第一項中「中小連結親法人」及び「をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。)」を削り、「連結子法人が、」を「連結子法人で、事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの(以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。)が、」に、「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十一日」に、「その連結子法人」を「その中小連結子法人」に、「各連結子法人」を「各中小連結子法人」に、「中小連結親法人の」を「連結事業年度に係る」に改める。

第六十八条の百二の三第一項中「もの」の下に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十日までの間に条件の変更を受けたものに限る。」を加え、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百六第一項及び第六十八条の百七第一項中「受ける」の下に「同条第一項に規定する」を

加える。

第六十八条の百七の二第一項中「第十項」を「第四項及び第十三項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第五項及び第六項」に、「第二項、第四項」を「から第四項まで、第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六十八条の八十八第六項及び第十七項から第二十二項まで」を「第六十八条の八十八第八項、第九項及び第二十一項から第二十六項まで」に改め、「字句は、」の下に「それ

ぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同項の表中

第六十八条の八十八第一項	
六項	額
第六十八条の八十八第八項	連結所得の金額又は連結欠
同時文書化対象国外関連	(前項の規定の適用があ 関連取引以外の国外関連
第六項	同時文書化対象国外関連

損金	
第六十八条の百七の二第一項 法人税の額から控除する金額	

を

第六十八条の八十八第	第六十八条の八十八第 八項第二号	第六十八条の八十八第 第二項第一号ニ	第二項第一号口	連結所得の金額又は連結 額	として財務省令	係る第一項
同時文書化免除 国外関						

(第七項の規定の適用が

外関連取引

第一項

財務省令

前項各号

同項第二号

同項第一号

連結所得の金額又は連結

額

連取引

同時文書化対象内部取引（第六十八条の

る国外百七の二第五項に規定する同時文書化対

九項

		取引に 同条第三項	取引 象内部取引
	欠損金	同時文書化対象内部取引に係る同条第一項	
		として同条第五項に規定する財務省令 法人税の額から控除する金額	
第六十八条の百七の二第二項の規定により第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号口	第六十八条の百七の二第二項の規定により第六十六条の四の三第二項に規定する		に改め、同表第六十八条の八十八第十七項の項中

				方法に準じて算定する場合における同項
連取引 ある国	同時文書化免除内部取引（第六十八条の 百七の二第六項に規定する同時文書化免 除内部取引	同条第一項	同条第六項に規定する財務省令	同条第十三項において準用する前項各号
同条第十三項において準用する前項第一 号	同条第十三項において準用する前項第二 号	同条第十三項において準用する前項第一 号	同条第六項に規定する財務省令	同条第十三項において準用する前項各号
欠損金	法人税の額から控除する金額			

〔第六十八条の八十八第十七項〕を〔第六十八条の八十八第二十一項〕に改め、同表第六十八条の八十八第十八項の項中〔第六十八条の八十八第十八項〕を〔第六十八条の八十八第二十二項〕に、〔第六十八条の百七の二第十項〕を〔第六十八条の百七の二第十三項〕に改め、同表第六十八条の八十八第十八項第一号及び第十九項の項中〔第六十八条の八十八第十八項第一号及び第十九項〕を〔第六十八条の八十八第二十二項第一号及び第二十三項〕に改め、同表第六十八条の八十八第二十一項の項中〔第六十八条の八十八第二十二項〕を〔第六十八条の八十八第二十五項〕に、「第六十八条の百七の二第十項」を〔第六十八条の百七の二第十三項〕に改め、同表第六十八条の八十八第二十二項の項中〔第六十八条の八十八第二十六項〕を〔第六十八条の八十八第二十六項〕に改め、同表第六十八条の八十八の二第四項の項及び第六十八条の八十八の二第六項の項中〔第六十八条の百七の二第十項〕を〔第六十八条の百七の二第十三項〕に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項第一号中〔第三項〕を〔第五項若しくは第六項〕に、「同項」を〔これら〕に改め、同項第二号中〔第三項〕を〔第五項又は第六項〕に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中〔第三項〕を〔第

五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「が第十項において準用する第六十八条の八十八第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において」を「に各連結事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの中の提示若しくは提出がなかつたとき、又は当該連結法人に各連結事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合において

その提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに」に、「内部取引」を「同時文書化対象内部取引」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人に各連結事業年度における同時文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はそ

の写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該連結法人の各連結事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第六十八条の百七の二第二項の次に次の二項を加える。

3 当該連結事業年度において内部取引がある連結法人は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該連結事業年度の法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところに

より保存しなければならない。

4 連結法人の当該連結事業年度の前連結事業年度（当該連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）の一の国外事業所等との間の内部取引（当該連結法人が当該連結事業年度において当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、当該連結事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は前連結事業年度等の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該連結法人の当該連結事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。

二 内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

第六十八条の百十第一項中「」の下に「同条第一項に規定する」を加える。

第六十八条の百十一第一項中「の収益の分配の額」を「の同条第一項に規定する収益の分配の額」に改める。

第六十九条の三第四項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第六十九条の三第一項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条の規定による申告書」とする」に改める。

第七十条の二第六項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第七十条の二第四項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする」に改める。

第七十条の二第六項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三第四項の規定によ

る修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする」に改める。

第七十条の四第一項中「受けた者」の下に「次条第九項各号を除き、」を加え、「申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。）」を「期限内申告書」に改め、同項第一号中「の設定」の下に「（当該農地等につき民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定があつた場合において当該受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。）」を加え、同条第十八項中「鉄道事業法」の下に「（昭和六十一年法律第九十二号）」を加え、「（以下第二十項までにおいて「地上権等」という。）」の設定を「の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下第二十項までにおいて「地上権等の設定」という。）」に改め、同条第二十二項中「設定」の下に「民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。」を加える。

第七十条の四の二第一項中「の設定」の下に「（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する猶予適用者とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める受贈者をい

う。

- 一 前項第一号に掲げる貸付けが行われた場合 前条第一項本文の規定の適用を受ける受贈者
- 二 前項第二号又は第三号に掲げる貸付けが行われた場合 前条第一項本文の規定の適用を受ける受贈者
者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすもの

イ 前項第二号又は第三号に掲げる貸付けが行われた日において六十五歳以上である受贈者 前条第一項本文の贈与に係る同項に規定する贈与税の申告書の提出期限から当該貸付けが行われた日までの期間（口において「適用期間」という。）が十年以上であること。

ロ イに掲げる受贈者以外の受贈者 適用期間が二十年以上であること。

第七十条の四の二第九項中「受贈者の」を「場合の」に、「要件を満たす者」を「受贈者」に改め、同項に次の一号を加える。

- 十一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第一百二十七条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

第七十条の六第一項中「申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。）を「期限内申告書」に改め、同項第一号中「の設定」の下に「（当該特例農地等につき民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定があつた場合において当該農業相続人が当該特例農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。）」を加え、同条第十九項中「同条第十五項」を「第七十条の四第十五項」に改め、同条第二十二項中「（以下第二十四項までにおいて「地上権等」という。）の設定」を「の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下第二十四項までにおいて「地上権等の設定」という。）」に改め、同条第二十八項中「設定」の下に「（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。）」を加える。

第七十条の六の二第一項中「の設定」の下に「（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第一百二十七条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

第七十一条の十六第一項中「（放送法）の下に「（昭和二十五年法律第百三十一号）」を加える。

第七十四条から第七十四条の三までの規定、第七十六条及び第七十七条の二中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項中「認定、」を「認定又は」に改め、「又は同法第二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十二条第一項の認定」を削り、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「株式会社の設立」を「会社の設立」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が七万五千円に満たない場合には、七万五千円）」を「次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 株式会社 当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が七万五千円に満たない場合には、申請件数一件につき七万五千円）

二 合名会社又は合資会社 申請件数一件につき三万円

三 合同会社 当該合同会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が三万円に満たない場合には、申請件数一件につき三万円）

第八十条第三項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十日」に改める。

第八十一条第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成二十九年三月三十日」に改める。

第八十二条の見出し中「特定空港運営事業等」を「認定公社管理道路運営事業」に改め、同条第一項を

削り、同条第二項中「第二条第七項」を「（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項」に改め、同項を同条とする。

第八十二条の二の見出し中「国際船舶」を「特定国際船舶」に改め、同条第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十日」に、「国際船舶」を「国際船舶のうち特に輸送能力の高いものとして政令で定めるもの」に、「国際船舶」を「特定国際船舶」に、「国際船舶を」を「特定国際船舶を」に、「建造した国際船舶」を「建造した特定国際船舶」に、「国際船舶で建造された日から五年を経過していない」を「特定国際船舶で航行の安全が確保されているものとして政令で定める」に、

「国際船舶の」を「特定国際船舶の」に改め、同条第二項中「国際船舶」を「特定国際船舶」に改める。

第八十三条第二項中「第十九条の二第十項」を「第十九条の二第十一項」に改める。

第八十三条の四中「が、」の下に「当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に」を加え、「を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買戻した」を「の買戻しをした」に改め、同条第一号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第八十四条中「全国新幹線鉄道整備法」の下に「（昭和四十五年法律第七十一号）」を加える。

第八十四条の二中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に、「旅客会社又は」を「旅客会社、」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加える。

第八十七条の五第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第八十七条の六第一項及び第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「年度の前年度課税